金沢駅前

めがね〇〇税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER
Mar. 2023 vol.121

3月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック！めがね税理士の厳選税務／MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント／税務セカンドオピニオン

Topic

季節の変わり目

3月に入ると一気に春らしくなり、日々の寒暖差が大きい季節になってきます。寒暖差が大きくなると疲れやだるさを感じやすくなることがありますが、そんなときは朝食を食べる、こまめに体を動かす、湯船に浸かって体を温める、しっかり睡眠をとる、ことで体調が整っていきます。こまめに体を動かす際は、歩幅を広げたり、階段を使用したりと少し工夫するだけでも効果的！また、就寝前に目元や首元を温かいタオルやアイマスクで温めるとリラックスすることができ睡眠の質が良くなるそうです。小さな工夫を積み重ねて季節の変わり目に対応しながら気持ちよく過ごしていきたいですね。

今月はココをチェック！

めがね税理士の厳選税務

TOPIC

令和5年度税制改正②
インボイス制度導入円滑化のための措置

令和5年度税制改正大綱が公表されました。前回はNISA制度について取り上げましたが、今年10月から開始となるインボイス制度についても導入円滑化のための措置・見直しがございましたので今月はこちらの概要を解説いたします。

1 インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置

消費税の免税事業者が課税事業者を選択した場合、消費税の納税額を売上税額の2割に軽減する措置が3年間（令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間）設けられます。また、軽減措置適用に当たって事前の届出は不要です。売上に係る消費税額の80％を仕入税額として控除できるため卸売業(第一種事業：90％控除）以外の業種は簡易課税を選択するよりも有利となります。

【計算例】売上税額100万円、仕入税額20万円の第四種事業(60％控除)

(1)本則課税　(2)簡易課税　(3)負担軽減措置

2 少額な取引の事務負担軽減措置

インボイス制度では仕入税額控除のためには少額であってもインボイスが原則必須です。しかし、今回の改正により、基準期間の課税売上高が1億円以下または特定期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者等は、令和5年10月1日から6年間、税込1万円未満の課税仕入について、インボイスがなくても帳簿のみで仕入税額控除が可能となります。

3 少額な返還インボイスの交付義務の免除

現行制度では振込手数料相当分を値引きとして処理する場合であっても返還インボイスの交付が必要でしたが、今回の改正により、税込1万円未満の返品・値引・割り戻しについては返還インボイスの交付が不要となりました。

MUKAI NEWS!

忘年会を開催しました！

むかいアドバイザリーグループの堀です。かなり遅ればせながらの話になりますが、弊所では昨年末に約3年ぶりの忘年会を開催しました。当日はカツオの登場に始まり、海の仲間や海の神まで登場！楽しいダンスや事務所に関するクイズ大会などで盛り上げてくれました。ビンゴ大会では3年ぶりとのこともあって豪華景品をたくさんご用意いただき、私もありがたいことにお米食べ比べセットを頂きました。（自宅で美味しく頂きました！）今年の年末も（まだ先ですが…）昨年同様、楽しく忘年会が出来るように日々の業務により一層励みたいと思います。

MOOMAN SOZOKU SODAN

むーマンの相続相談室

テーマ：相続税における名義保険の取扱い

お悩み解決！

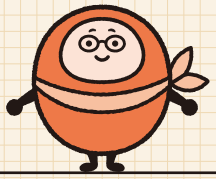

回答者 むーマン

相続で困っている人たちを
助けるこころやさしいヒーロー。

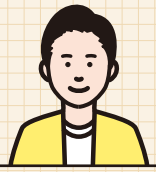

相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けてもらっている。

Question

相続税の税務調査では、名義預金だけではなく「名義保険」も問題になると聞きました。「名義保険」とはどの様な保険のことをいうのでしょうか？

太郎さん

むーマン

「名義保険」とは、「契約者名義」と「保険料負担者」が異なる保険契約のことをいいます。例えば、子や孫名義の生命保険の保険料を親や祖父母が支払っているという場合です。相続税では、「名義保険」は、実質誰が保険料を負担しているかで税金の取り扱いが決定されますので注意が必要です。

名義保険は注意が必要

契約者名義は私ですが、実際には父が保険料を支払っている終身保険があります。被保険者は私で、私が死亡したときに生命保険金が支払われる予定です。
どの様な点に注意が必要でしょうか？

太郎さん

むーマン

その保険の場合、お父様が亡くなったとしても保険金が支払われるわけではないので、お父様のご相続の際には関係ないと思うかもしれません。しかし、相続税の計算上は実際にはお父様が保険料を負担していたことに着目し、この保険はお父様の財産であると考えて、お父様のご相続開始時点の「解約返戻金相当額」を相続税の課税財産に含める必要があります。

父の相続財産に含める必要があるのですね。生命保険は非課税となる金額（500万円×法定相続人数）があると聞きましたが、非課税の適用はできるのでしょうか？

太郎さん

むーマン

お父様の死亡により支払われる死亡保険金ではないため、非課税の適用はありません。
最近の税務調査では、この「名義保険」の計上漏れの指摘も非常に多くなっています。税務署側も、過去の預金の動きの調査の中で判明した保険料支払いの実態から「名義保険」と判断したり、2018年から契約者変更した場合にも保険会社から税務署へ支払調書の提出が義務化されたりするなど、保険関係の課税強化がますます厳しくなっている印象です。

非課税の適用はない

むーマンから一言！

現在契約されている又は今後契約予定の生命保険の税金に関する取扱いについては、相続や保険に強い専門家にご相談されることをお勧め致します。

WEBからもご予約可能

相続の無料相談予約受付中！

お気軽に！

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。

今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS

「 手さぐりの人生 」

人生で思わぬケガをしたくなければ、そして世の中でつまずきたくなければ、慎重に、謙虚に、一歩一歩に全神経を集中して歩むべきである。「一寸先は闇」といいながら、油断してずいぶん乱暴な歩み方をしているのではなかろうか。
いくつになってもわからないのが人生というものである。世の中というものである。それなら手さぐりで歩むほか道はあるまい。わからない人生をわかったようなつもりで歩むことほど危険なものはない。わからない世の中を、みんなに教えられ、みんなに手を引かれつつ、一歩一歩踏みしめて行くことである。謙虚に、そして真剣に。おたがいに人生を手さぐりのつもりで歩んでいきたいものである。

（引用「道をひらく」松下幸之助　PHP研究所）

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただいております。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！

税金版セカンドオピニオンのご相談例

- 相続や事業承継の対策を打ちたい
- 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい

編集・発行

つねに むかいに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人／むかい司法書士法人／むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社／むかい相続サポートセンター

代表者／税理士・行政書士　向 智大
代表者／税理士・司法書士・行政書士　向 貴子
〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号
TEL.076-254-0301　**FAX.**076-254-0302　**Email.**info@mukai-group.com
受付時間　9:00～18:00（平日・土日祝）

むかいアドバイザリーグループ
http://www.mukai-group.com

むかい相続サポートセンター
http://www.auberge-sanglier.com

石川金沢家族信託
サポートセンター
https://kanazawa-kazokushintaku.com

公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています